『給与大臣』

平成18年度 支払基礎日数改正対応版

応研株式会社

1. 『給与大臣』支払基礎日数改正対応版

『給与大臣』をご愛用いただき、誠にありがとうございます。 『支払基礎日数改正対応版』を送付させていただきますので、以下の手順で処理を行っていただきますようお 願いいたします。

1『支払基礎日数改正対応版』のインストール

『給与大臣』を終了し、"支払基礎日数改正対応版"と表記されているCD-ROMをセットしてください。 [OK]をクリックすると自動的にインストールを開始します。

2 支払基礎日数変更の内容

平成18年7月から定時決定(算定基礎届)、随時改定(月額変更届)および育児休業等終了時改定に関する算定 基礎日数が見直され、現行の20日から17日に短縮されることになりました。

2.インストール

『給与大臣』プログラムCDの再インストールは、以下の手順で処理を行っていただきますよう、お願いいたします。

 ※ LANPACK、ピア・ツー・ピアをご利用の場合 サーバー(ホスト)側で、以下の処理を行ってください。 注意:クライアントセットアップが必要な場合があります。手順については、次ページを参照してください。
※ 給与大臣2005/2006の見本品(スタンドアロン版)をご利用の場合 今回のプログラムは、上書きインストールできません。
デスクトップ上の給与大臣のアイコンを右クリックして、プロパティを開き、リンク先をメモしてください。
例:「C:¥Program Files¥OHKEN¥KYWIN¥BIN¥KYWIN.EXE」
アンインストールを行った後にインストールしてください。
また、同じデータを使用する場合は、インストール先のフォルダを修正します。

上記例の場合は、「C:¥Program Files¥OHKEN」となります。

①『給与大臣』は終了していますか?

<u>『給与大臣』を起動している場合は、必ず作業終了してください。</u>また、他に起動しているプログラムがあ りましたら、全て終了してください。



②『給与大臣』のCDをセットしてください。

ご送付いたしました『給与大臣』のCDを、CDドライブにセットしてください。

③確認メッセージで[はい]をクリックしてください。

給与大臣2003をお使い	セットアップ			
の場合は『給与大臣		1	同い合わせ	
2003』、給与大臣2006 の場合は『給与大臣	(1) 給与大臣2005のアットアップを開始しますか?	\Box	2	既にインストールされていますが再セットアップを行いますか?
2006』と表示されます。	<u>((現代))</u> いいえ(M)	,		(ぱい <u>(ぴ)</u> いいえ(<u>N</u>)

※途中、管理ツールのセットアップウィザードが表示される場合がありますが、セットアップを続行してください。

④完了メッセージで[完了]をクリックしてください。

給与大臣2005		
	メンテナンスの完了 InstallShield Wizard & 給与大臣2005上のパッテナンスを完了しました。	
		"給与大臣"になっていますか? "管理ツール"の場合は、セットア ップが完了していません。上記 ※1 のメッセージが出て、セットアップ は続行されます。
	< 戻る(B) (デア キャンセル	

⑤再インストールは終了です。

< LANPACK、ピア・ツー・ピアをご利用のお客様へ >

プログラムをクライアントに置いている(※補足参照)場合、

またはERPをご利用の場合は・・・

- 1. 3ページの①~④の処理を、サーバー(ホスト)側で行ってください。
- 2. 各クライアントコンピュータでクライアントセットアップを行ってください。
- 操作手順は、「セットアップマニュアル」の[クライアントセットアップ]のページをご参照ください。 ※ プログラムをサーバー(ホスト)に置いている場合は、クライアントセットアップを行う必要はありません。 (ERPの場合は、必ず必要です。)

補足:プログラムを置いている場所の確認方法

クライアントコンピュータで、デスクトップ上の[給与大臣LANPACKクライアント](LANPACKの場合)、[給与 大臣 ピア・ツー・ピア クライアント](ピア・ツー・ピアの場合)のアイコンを右クリックし、[プロパティ] をクリックしてください。

「ショートカット」ページの「リンク先」を確認してください。	
給与大臣2005LANPACKクライアントのプロパティ ? 🔀	
全般ショートカット互換性セキュリティ	
給与大臣2005LANPACKクライアント	
種類・アプリケーション	[]
場所: <u>EIN</u>	左の画面の場合は、
リンク先(T): ('C¥I rogram Files¥OHKEN¥KYWIN¥BIN¥KYWIN.EXE"	クライアントにプログ
	ラムがあります。
実行時の 通常のウィンドウ 🔹	
<u>(@</u> ، الراجد (@).	
リンク先を探す(E)… アイコンの変更(Q)… 詳細設定(Q)…	
最初の文字によって、プログラムを置いている場所がわかります。	
・アルファベットの場合 クライアント → クライ	アントセットアップが必要です。

・ "¥¥"の場合 ・・・・・・ サーバー、ホスト → クライアントセットアップは必要ありません。

3.支払基礎日数改正内容

平成18年7月1日より算定基礎届、月額変更届に関する算定基礎日数が「20日 以上」から「17日以上」に変更となります。

従来、健康保険・厚生年金保険の標準報酬月額の定時決定(算定基礎)には、4月、5月、6月の報酬の支払 基礎日数が20日以上ある月の報酬の平均が用いられており、20日未満の月がある場合には、その月を除 いて標準報酬月額を決定していました。

また、標準報酬月額の随時改定(月額変更)には、報酬が変動した月以後継続した3か月間のすべての月の支 払基礎日数が20日以上あることが必要とされていました。そのため、支払基礎日数が20日未満の月が1 か月でもある場合には、継続した3か月間とならないため、随時改定は行われないことになっていました。

平成18年7月1日より、これまで「20日以上」とされてきた算定基礎日数が「17日以上」になります。 この変更は、平成18年の算定基礎届、平成18年7月以降の月額変更届から適用されます。

1.月額変更届作成

月額変更届の作成において処理年度により支払基礎日数の要件が変わります。

処理年度	支払基礎日数					
平成17年以前	20日以上					
平成18年	昇降月※ 3月以前:20日以上					
	昇降月※ 4月以降:17日以上					
平成19年以降	17日以上					

※昇降月について

[月額変更届作成]で最初に入力する昇(降)月のことで、暦月で指定します。

※昇降月と給与月の関係

例)4月昇給の月額変更届を作成する場合、各月額変更対象月には下記のそれぞれの給与月の日数・金額 が計上されます。

	月額変更対象月									
	4月 5月 6月									
同月支給社員	4月分給与	5月分給与	6月分給与							
翌月支給社員	3月分給与	4月分給与	5月分給与							

<平成18年の随時改定(月額変更)の時期と各月の必要となる支払基礎日数>

2月	3月	4月	5月	6月	7月
20日以上	20日以上	20日以上	随時改定		
	20日以上	20日以上	20日以上	随時改定	
		17日以上	17日以上	17日以上	随時改定

2.算定基礎届作成

算定基礎届の作成において処理年度により支払基礎日数の要件が変わります。

処理年度	支払基礎日数
平成17年以前	20日以上
平成18年	17日以上
平成19年以降	17日以上

<例>

	4月	5月	6月
支払基礎日数	22日	17日	16日
改正前	算定に含む	算定に含まない	算定に含まない
改正後	算定に含む	算定に含む	算定に含まない

※パートの特例について

算定基礎届でパート社員の場合、「支払基礎日数が15日以上ある月分の報酬を計算対象とする」特例を 一部地域では適用・実施しています(所轄の社会保険事務所にご確認ください)。

ただし、支払基礎日数が20日以上ある基準月が一月でもある場合は、パート特例の適用外となり、一般 の社員と同様の方法で算定基礎届を作成していました。

平成18年の算定基礎届より、パート特例の適用外となる要件が「支払基礎日数が17日以上ある基準月 が一月でもある場合」に変更されます。

[社員登録]の社保計算方法を「パート」にするとパート特例で計算できます。

3.社会保険FD作成

「社会保険FD作成」メニューで作成した算定基礎届・月額変更届を、社会保険事務所に提出、または電子 申請を行う場合には、社会保険庁から提供されている「仕様チェックプログラム」を使用してFD(MO)・電 子申請用ファイルのチェック・総括票の作成をする必要があります。

この「仕様チェックプログラム」についても、今回の支払基礎日数改正に対応したバージョンを使用してい ただく必要があります。(「仕様チェックプログラム」については、お客様自身に社会保険庁のホームページ よりダウンロードしていただく必要があります。)

※支払基礎日数に対応したチェックプログラムかどうかを確認する方法

「仕様チェックプログラム」を起動した画面のタイトルバーを参照し、バージョンが「Version4.00」以降 となっていることをご確認ください。(2006年5月末現在。対応した「仕様チェックプログラム」は2006 年6月15日に社会保険庁のホームページ公開される予定です。下記の画面は「Version3.10」の例です。)

👪 仕様チェックブログラム(V	ersion3.10)									
「磁気媒体届」のチェックを行います。 提出先と提出方法を選択後、「磁気媒体届」の挿入されたFD/MOドライブまたは「磁気媒体届」ファイルの保存先を選択し、 [チェック]ボタンをクリックしてください。										
提出先 • <u>計会保険 単務</u> 所 • 健康(保険組合 • 厚生年全共全	提出方法 FD MO で 愛之中誌	参照(<u>R</u>)								
	1 1<	チェック								

◆算定基礎届作成の流れ

年1回、4・5・6月(これを「算定基礎月」といいます)に受けた報酬(※)の平均月額を標準報酬等級区分にあて はめて、標準報酬を決定します。

※その報酬が「実際に支払われた日の属する月」を基礎とします。例えば5/31締め、6/10支給の5月分給与の 場合、6月に受けた報酬として取り扱います。



『給与大臣』で作成可能なFDと関連帳票

(O:対応 ×:非対応)

	政府管掌 (社会保険庁提出)	健康保険組合加入事業所	厚生年金基金加入事業所
算定基礎届	0	0	0
月額変更届	0	0	0
賞与支払届	0	0	0
社会保険資格取得届	×	×	×
社会保険資格喪失届	×	×	×
住所変更届	×	×	×
総括票	× (※)	×	×
FDラベル	×	×	×

※総括票の出力は社会保険庁から提供されている『社会保険FD仕様チェックプログラム』からの出力が義務付け られています。

平成18年度 支払基礎日数改正に対応するために

1.月給者の支払基礎日数の取り扱いが変わりました

社会保険庁より、算定基礎届(定時決定)、月額変更届(随時改定)において、月給者で欠勤日数分の給与 が差し引かれる場合の報酬の支払基礎日数の取り扱いが示されました。

※詳細は、社会保険庁ホームページ 平成18年6月6日トピックス「健康保険・厚生年金保険の報酬の支払基 礎日数の変更等について」<u>http://www.sia.go.jp/</u>をご参照ください。

1.月給者の支払基礎日数

①月給者については、各月の暦日数が支払基礎日数になります。

②月給者で、欠勤日数分に応じて給与が差し引かれる場合にあたっては、就業規則、給与規定等に基づき事業所が定めた日数から当該欠勤日数を控除した日数が支払基礎日数となります。

2. 『給与大臣』での対応方法

- ①月給者で、給与から欠勤控除分を差し引かない場合は、今までと同じように「暦日」が支払基礎日数にな ります。
- ②月給者で、欠勤日数のある月については、給与規定等に基づき事業所が定めた日数から当該欠勤日数を控除した日数を、「社会保険」ー「算定基礎届作成」または「月額変更届作成」画面の支払基礎日数欄に直接手入力してください。

※月給者で欠勤のない月は、今までと同じように「暦日」が支払基礎日数になります。

《例》月給者で、給与規定等に基づき事業所が定めた6月の規定日数が22日の場合 6月に2日欠勤した場合の支払基礎日数は、規定日数22日から2日を控除した20日に手修正し てください。

					•													
										〈説明〉								
社員] ⊐-}	.°	0	0101:7	高田	彰		-										
転送	ڴ状)	兄		未転送	登録	状況	値	§Æ										
													ļ	享年の等級	14級 → 14 級	。 改定予定,	Ħ	
E	£	力		転	送	保険詞	T番号	生	年	月日	種	別	Û	建保の従前	厚年の従前	従前の政策	定月	
1:	する		•	1:する	-		1011	昭和	10年	7月16日	1:男子	ř 🔽]	220千円	220 1 P	平成17年	9月	ĺ
支	前	З	ケ	月金			円現			円合		円	Ť	総計 円	適用年月	備	才	ž. F
払	4	月		31 🔜 👪		220,0	DO <mark>圆物</mark>			0 🔜		220,000		640,000	平成18年 9月	1	0	日圓
基	前	2	ケ	月支	1		円支			円		円	3	平均 円	修正平均			円
礎	5	月		30 🔜 籠	ì	220,0	00 🔜 給			0 🔜		220,000		213,333	213,333			
日	前	1	π	-F -D			円の			円		円	Û	建保の改定	厚年の改定			-
ŧΧ	6	月		20 🔜 👯)	200,0	DO 🔜 ^{R99}			0 🔜 🎫		200,000		220千円	220 千 円	J		-

③日給者・時給者については、各月の出勤日数が支払基礎日数になります。

2.支払基礎日数の改正に未対応の『給与大臣』で、すでに算定基礎 届を作成されている場合は?

以下の支払基礎日数の改正に対応していない 給与大臣2003/Super2003 バージョン1.90より前 給与大臣2005/Super2005 バージョン1.40より前 給与大臣2006/Super2006 バージョン1.10より前 の『給与大臣』で、すでに算定基礎届を作成されている場合、支払基礎日数の改正対応版をインストール後、 「社会保険」-「算定基礎届作成」の画面で支払基礎日数を確認してください。

支払基礎日数に「17日~19日」が登録されている社員は、ファンクションF3[再計算]をクリックして、

※このとき、備考欄に登録されていた内容は削除されます。再度入力をお願い致します。

3. サプライ専用紙をご利用の方へ

算定基礎届の内容を修正する必要があります。

弊社サプライの「社会保険算定基礎届」・「社会保険月額変更届」の専用紙に、「支払基礎日数20日以上の月」 と記載されておりますが、これまで通り、社会保険事務所へ提出することができます。

社会保険算定基礎届 KY-442 単票用紙(ページプリンタ用)
KY-441 連続用紙(ドットプリンタ用)
社会保険月額変更届 KY-352 単票用紙(ページプリンタ用)
KY-351 連続用紙(ドットプリンタ用)